

香川県子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例（案）

香川県子ども・子育て支援会議条例（平成25年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（組織） 第2条 会議は、委員<u>25人</u>以内で組織する。 2 委員は、<u>子ども・若者</u>、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。 3・4 略	（組織） 第2条 会議は、委員<u>20人</u>以内で組織する。 2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。